

氷川町からのお知らせ

【8月6日(木)からり災証明書のための被害認定調査を始めます】

令和8年8月3日発行

《住家の被害認定調査について》

令和8年8月6日(木)からり災証明のための全戸調査を順次開始します。

- ・調査のための申し込みは不要です。調査員は2人1組で訪問します。
- ・地震による被害認定調査では、建物の傾斜を計測する必要があることから、ご不在の場合でも敷地内に調査員が入ります。
- ・調査が完了した建物には、調査完了のお知らせとして【調査済証】を掲示します。

《り災証明書の発行》

令和8年8月8日(土)から、調査済証が掲示された方は、

罹災証明書の発行が可能となります。

調査済証	
調査番号	900020
	
この建物に、被害認定調査を行いました。	
2020年04月01日以後、罹災証明書の交付申請の受付を行います。	
交付申請には以下の書類が必要です。	
① 本用紙(調査済証)	
② ご印鑑	
③ 本人確認書類(運転免許証など)	
調査日時	月 日 年時・午後
【問い合わせ先】	
	担当 〇〇〇〇〇〇〇〇課
	電話 0123-45-6789
	詳細 https://hisahisai.co.jp
罹災申請受付番号	25

※調査済証に記載の【り災証明書発行可能日】以降に、氷川町竜北体育センター(竜翔センター2階)へお越しください。調査済証を確認後、住民情報と照合し、その場で証明書を発行します。

※調査は、順次実施します。地区によって日程が異なりますので、調査済証をご確認ください。
なお、調査済証がない建物は、り災証明書の発行に時間を要する場合がございます。

※住家以外の建物については、「被災証明書」の発行を行います。また、災害により被災した住家であっても、居住実態のない貸家や事業用資産の所有者などには「被災証明書」を発行します。

【補足】応急危険度判定と、り災証明書のための被害認定調査は異なります。

   色のついた紙(赤・黄・緑)

県が実施する「応急危険度判定」の結果です。余震などによる二次災害を防ぐため、建物への立ち入りの危険性を判定しています。

 白い紙

町が実施する「被害認定調査」が済んだことを示すものです。り災証明書の発行に必要な、住家の被害程度を確認する調査です。

◎問い合わせ先 氷川町役場

【調査に関すること】 税務課

【証明に関すること】 企画財政課

0965-52-7111(代表)

0965-52-5853(直通)

0965-52-5850(直通)